

令和6年度（令和7年度への繰越明許費設定分）白鷹町省エネ設備導入
支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 町長は、白鷹町商工会（以下「商工会」という。）が電気料金等高騰の影響を受けた町内事業者に対し実施する省エネ設備導入支援事業費補助金（以下「事業者補助金」という。）補助事業に関し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で商工会へ補助金（以下「商工会補助金」という。）を交付する。

（事業者補助金の対象事業者）

第2条 対象事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1）令和7年3月1日現在で町内において事業を営んでおり、事業者補助金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。
- （2）本町に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- （3）日本標準産業分類における以下の業種に属する事業を主たる事業として営む事業者でないこと。
 - ・大分類A（農業、林業）
 - ・大分類B（漁業）
 - ・大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち
 - ・中分類（電気業）
 - ・大分類J（金融業、保険業）のうち
 - ・中分類（銀行業）
 - ・中分類（協同組織金融業）
 - ・中分類（貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関）
 - ・中分類（金融商品取引業、商品先物取引業）
 - ・中分類（補助的金融業等）
 - ・大分類Q（複合サービス業）のうち
 - ・中分類（郵便局）
 - ・大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち
 - ・小分類（政治団体）
 - ・中分類（宗教）
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
- （5）公序良俗に反する事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う事業者でないこと。
- （6）令和6年度に町が実施する電気料金等高騰に対する支援を受けていない

- (受ける予定がない) こと。
(7) 町税の滞納がないこと。

(事業者補助金の額等)

第3条 事業者補助金の補助対象設備、補助対象経費、補助率は別表1に定めるとおりとする。

- 2 事業者補助金の額は、別表1に定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と別表2に定める補助上限額のいずれか低い額とする。
- 3 事業者補助金の交付は、1対象事業者につき、1回限りとする。
- 4 複数の法人又は個人事業主の所在地が同じ建物で、それぞれの代表者が同一人物、配偶者又は親族である場合は、実質的に1つの事業者とみなし、代表する1事業者からのみ申請できるものとする。

(事業者補助金の申請等)

第4条 対象事業者は、事業者補助金の交付を受けようとするときは、事業者補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、商工会に提出しなければならない。

- 2 やむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前着手届(様式第2号)を商工会に提出するものとする。

(事業者補助金の実績報告)

第5条 事業者補助金について、補助事業が完了した事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して14日を経過する日又は令和7年10月20日のいずれか早い日までに、事業者補助金実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、商工会に提出しなければならない。

(商工会補助金の補助対象経費及び補助金の額)

第6条 商工会補助金の補助対象経費は、第3条に定める事業者補助金の経費及び事務経費(1件あたり2,000円の事務手数料並びに通信運搬費、振込手数料等の実費相当額)とする。

- 2 商工会補助金の額は、補助対象経費の額又は予算額のいずれか低い額のうち、町長が必要かつ適当と認める額とする。

(商工会補助金の交付申請)

第7条 商工会補助金の交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日とし、商工会は、補助金交付申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)

- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（商工会補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付決定を行い、規則第7条の規定により商工会に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項について修正又は条件を附すことができ、その内容及び条件を添えて商工会に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 商工会は、前条の規定による通知を受領し、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該受領の日の翌日から起算して10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。

（計画変更の承認等）

第10条 規則第6条に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象経費の3割以内の増減
- (2) 補助目的の達成に関係しない程度の事業計画細部の変更

2 規則第6条の規定により補助事業の変更について町長の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。ただし、併せて補助金の変更交付を申請しようとする場合は、事業計画変更承認及び変更交付申請書（様式第8号）を提出するものとする。

（実績報告）

第11条 商工会は、補助事業が完了した日の翌日から起算して14日以内又は令和7年11月14日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（別紙1）
- (2) 収支決算書（別紙2）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（概算払）

第12条 町長は、商工会からの請求があり、かつ、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（帳簿類の整備）

第13条 事業者補助金補助事業者及び商工会は、補助金に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 その他必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

別表 1 事業者補助金の補助対象設備、補助対象経費、補助率

補助対象設備	LED 照明設備、LED 電球	町内の事業所の既存の設備（LED 照明設備、LED 電球を除く。）に代えて設置する設備（中古品、リース又はレンタル品を除く。）
	エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、電気温水器、ガス温水器、石油温水器、ボイラー	<p>事業に使用する町内の事業所の既存の設備に代えて設置する設備（中古品、リース又はレンタル品を除く。）で、次の各号いずれかの要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統一省エネラベル（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）の規定に基づく小売事業者表示制度をいう。）の多段階評価が 3 つ星以上のもの 2 省エネ基準達成率（同法の規定に基づく小売事業者表示制度で、省エネ性能を機器区分ごとに定められた省エネ基準の達成率を表示したものをいう。）が 100% 以上のもの 3 前 2 号による判定ができない設備については、更新前の設備と比較して 10% 以上の省エネ性能の向上が確認できるもの 4 前 3 号による判定ができない設備については、町が適当と認めるもの
補助対象経費	補助対象設備にかかる購入費、運搬費、工事等設置に要する経費及び更新前設備の撤去・処分費（消費税、リサイクル料、振込手数料を除く。）	
補助率	1 / 2	

※同一の設備について、国や県等の補助金の交付を受けているものは補助対象外とする。

別表 2 従業員数規模ごとの補助上限額

従業員数	事業者補助金 上限額
25 人未満の場合	20 万円
25 人以上 50 人未満の場合	30 万円
50 人以上の場合	50 万円

※従業員数は、令和 7 年 3 月 1 日現在の町内事業所に所属する人数とする。